



廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の

一部改正について、ご意見を募集します

今回の改正では、事業系一般廃棄物の分別の徹底を図るため、ごみを分別していない事業者に対する市施設への受入拒否等について定めるものです。

1 意見募集期間

平成 24 年 7 月 2 日（月）から 8 月 1 日（水）まで。
＜期間内必着＞

2 提出方法

提出先へ持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかをお願いします。
※意見書は応募用紙をご利用ください。応募用紙以外の書式でご提出される場合には住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。
※電話や窓口での口頭によるご意見はご遠慮ください（必ず書面にてお願いします）

※ご提出いただいた意見は、鎌倉市意見公募手続条例に基づいて受付します。

3 提出先

鎌倉市環境部資源循環課（本庁舎 1 階 27 番窓口）

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

FAX 番号 0467-23-8700（代表）

Eメールアドレス shigen@city.kamakura.kanagawa.jp

※ FAX、Eメールの場合、件名「廃棄物条例の改正について」の記載をお願いします。

※意見募集期間内に資源循環課に到着（必着）するようにご提出ください。

4 意見等の公表

受付をした意見と、それに対する市の考え方は、後日公表します。
※個別回答はいたしかねますのでご了承ください。

5 問い合わせ先

鎌倉市環境部資源循環課 電話番号 0467-61-3396

廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部改正についての意見応募用紙
公募期間：平成 24 年 7 月 2 日（月）～8 月 1 日（水）／資源循環課まで必着

あて先：鎌倉市長（事務担当：鎌倉市環境部資源循環課）（太枠線内にかい書ではっきりとご記入ください。）

記入者本人 の氏名	(フリガナ)
法人・その他 団体等の名称	(法人・その他団体等の場合は記入してください。個人の場合は空欄で構いません。)
住 所 (所 在 地) 電話番号	電話番号 (— —)
右の番号であては まるものに○を付 けてください (複数可)	1. 市内に住所を有する者 2. 市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内に事務所又は事業所を有するもの 3. 市内の学校に在学する者 4. 市に対し納税義務を有するもの 5. この条例改正に関して利害関係を有するもの (5を選択した場合は理由を記載してください) [理由 :]

廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例について、次のとおり意見を提出します。

意見記入欄（意見をご記入ください。スペースが足りない場合は別紙に記載し、添付していただいても結構です。）

<受付印欄>

※提出者は次の欄へ記載しないでください。(市事務処理欄)

受 付 方 法	別紙	処理欄	備考
☐ 持参	☐ 有り	☐ 入力済	
☐ 郵便	(他 枚)	☐ その他	
☐ ファックス	☐ 無し	()	
☐ 電子メール			